

○新見市学校運営協議会の設置等に関する規則

平成27年12月18日

教育委員会規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、新見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の学校運営に関する権限と責任の下、地域住民及び保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等の相互の信頼関係をもとに教育力を高めることにより、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現することを目指すものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校を、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）として指定することができる。

2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。

3 指定期間は2年とし、再指定することができる。

(所掌事項)

第4条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育課程の編成に関する事項

(2) 学校運営に係る組織に関する事項

(3) 学習指導及び生徒指導に関する事項

(4) 地域住民及び保護者の協力や参画に関する事項

(5) その他校長が必要と認める事項

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行わなければならない。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 設置校の校長

(4) 設置校の教職員

(5) 識見を有する者

(6) その他教育委員会が必要と認める者

2 設置校の校長は、前項に掲げる者以外の者を教育委員会に推薦することができる。

3 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重して委員選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

- 4 委員の定数は、学校規模に応じて15人の範囲内で教育委員会が校長と協議の上定める。
- 5 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 6 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤特別職の地方公務員の身分を有する。

（任期）

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 第1項の規定にかかわらず設置校の指定期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

（報酬）

第7条 委員の報酬は、別に定める。

（守秘義務等）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 委員としてふさわしくない行為

（2） 営利行為、政治活動、宗教活動等に、委員としての地位を不当に利用する行為

（3） その他協議会及び設置校の運営に著しい支障をきたす行為

（会長及び副会長）

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、設置校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は会議を招集し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の3分の2以上の者の賛成により決する。

3 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

（会議の公開）

第11条 協議会の会議は、特別な事情により、協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（情報発信等）

第12条 協議会は、地域住民等に対して、その活動状況に関する情報の発信に努めなければならない。

2 協議会は、設置校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるように努めるものとする。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第14条 設置校の校長は、設置校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、指定の取消しを申し出なければならない。

2 教育委員会は、前項の申し出があったときには、設置校の指定を取り消すことができる。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第8条の義務に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(運営に関する評価)

第16条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

(運営等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。